

国立大学法人京都大学教職員出向規程の一部を改正する規程

(前略)

(出向期間)

第7条 出向期間は原則として~~2~~3年とする。ただし、業務上の都合等により、出向期間を短縮又は延長することがある。

(後略)

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。